

鹿児島市立病院給食調理業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、鹿児島市立病院における入院患者の給食調理業務の委託について、栄養管理のなされた安全で衛生的な病院給食を効率的かつ安定的に提供できる受託者を、企画提案競技（公募型プロポーザル方式）により選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務名

鹿児島市立病院給食調理業務

3 業務内容

別紙「鹿児島市立病院給食調理業務委託仕様書」のとおり

4 業務場所

鹿児島市上荒田町37番1号

5 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和4年3月31日までは準備期間とし、当該準備は受託者の責任により行うものとする。また、当該準備に係る委託料は一切発生しないものとする。

6 予算上限額

1, 121, 844千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、この金額には、管理費及び食材料費等を含む。

7 参加資格要件

告示第21号（令和3年6月1日）のとおり。

8 申込要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 委任状兼使用印鑑届（様式第3号。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）
- ④ 病院給食調理業務等の受託実績書（様式第4号）

- ⑤ 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの）
- ⑥ 会社定款
- ⑦ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク（患者等給食業務）を取得していることが確認できるもの（認定証の写し）
- ⑧ 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であることが確認できるもの（加入証の写し）又は受託業務の代行保証体制をとれることが確認できるもの（代行保証を行う者との業務代行契約書の写し等）
- ⑨ 鹿児島市発行の「市税」納税証明書
鹿児島市に納税義務がない場合、本社所在地の市区町村（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）」納税証明書とする。
- ⑩ 「消費税及び地方消費税」納税証明書
本社所在地管轄の税務署発行のもので、未納税額がないことを証明するもの（納税証明書その3又はその3の3）とする。
- ⑪ 直近の営業年度の決算書（損益計算書、貸借対照表）の写し
- ⑫ 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの）

(2) 注意事項

- ① 「8」の(1)の書類をA4判縦ファイルに番号順に綴じ、表紙及び背表紙に会社名等を記入し、提出すること。
- ② 「8」の(1)の書類は、提出日現在の内容を記入し、押印の部分については、必ず実印を使用することとし、証明書類は、証明年月日が提出日前3ヵ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式による原本で提出すること。
- ③ 資格要件を満たさない者、又は「8」の(1)の書類に不実記載がある者等の申込書は受理しない。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出期間

告示日から令和3年6月15日（火）まで（土日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

（郵送の場合の提出期限は、令和3年6月15日（火）午後5時15分までの必着とする。）

(5) 提出場所

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院 総務課 職員係

連絡先 電話 099-230-7002 (直通)
 FAX 099-230-7070
 Eメール hpsou-syoku@city.kagoshima.lg.jp

9 参加辞退

企画提案競技参加申込書の提出後に、以降の手続きを辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を「8」の(5)の提出場所に持参又は郵送すること。

10 参加資格審査

参加資格については、「8」の(1)の書類により審査し、その結果を書面にて個別に通知する。

なお、通知は、企画提案書等作成時の参考資料（当院給食調理業務に関する資料）と併せて令和3年6月21日（月）を目途に発送する。

11 企画提案

- (1) 本業務の実施に当たり、業務を委託する事業者に要求する基本的水準は、別紙「鹿児島市立病院給食調理業務委託仕様書」に記載しているとおりであり、全て満たすことを前提とする。
- (2) 参加資格審査に合格した応募者は、以下の評価項目に沿って「12」の(1)の書類を作成すること。なお、応募多数の場合は、書類選考を行う場合がある。

評価項目	評価ポイント	配点
1 業務運営方針	・当院の病院機能等を理解した業務運営方針であるか。	20
2 食材調達と管理	・食材及び食品の納入方針は当院の「入院食材料規格表」に照らして適正か。 ・安心、新鮮、良質な食材を確保できるか。 ・品質管理体制が整っているか。 ・完全調理済食品や冷凍食品等の使用割合は適正か。	100
地産地消	・地産地消への配慮はあるか。	
給食調理に対する考え方	・献立や味に対する考え方は適正か。 ・業務作業手順は当院の「給食業務作業手順書」に照らして適正か。	
個別対応	・特別な栄養基準や形態等への対応が行えるか。 ・喫食不良等（食欲不振者、嚥下困難、低栄養等）への対応が行えるか。 ・食物アレルギーへの対応が行えるか。	50
3 患者満足度向上への取組み	・患者に喜ばれる給食を安定して提供できる具体的な取組があるか。 ・適時適温配膳が行えるか。 ・喫食率を高めるための食事改善策が提案されているか。	
クレーム対応	・患者からのクレームに対応する体制が整っているか。	

4	安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・大量調理マニュアルに基づいた安全衛生管理の考え方や具体的な方法があるか。 ・食材の安全性を担保する取組みがあるか。 ・設備等の点検及び丁寧な取扱い、調理場・洗い場等の清掃が徹底できるか。 ・従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応が徹底されているか。 	60
5	危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等発生時の対応がマニュアル化されているか。 ・食中毒や異物混入発生時の対応と防止策は十分か。 ・災害時及び厨房使用不可能時の業務継続について体制が整えられているか。 ・損害賠償保険等に参加し、保障体制が整備されているか。 	40
6	人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士及び調理師等の資格を有する人員と現場責任者の配置があるか。 ・継続的に業務に必要な人員配置ができるか。 ・優秀な人材を定着させる仕組みが整っているか。 ・無理のない勤務体制が計画されているか。 	50
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用について、どのように考えているか。 	
7	業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・受託準備体制や引継ぎ計画は万全か。 ・当院の要望や改善依頼等に対し、迅速に協議し対応できる体制が構築されているか。 ・業務責任者の業務及び権限、また責任者不在時の責任体制は明確か。 ・本社等の管理拠点の役割及び支援体制は万全か。 	60
	従事者の教育体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の教育や研修が実施されているか。 ・業務マニュアルは適切に整備され、実践するための仕組みが整っているか。 	
8	業務量増減への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・受託後、業務量の増減に応じて柔軟に対応することが可能か。 ・入退院等による患者食数の増減に臨機応変に対応できるか。 	60
	独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・当院の給食調理業務に関わる発展的な提案（えんげ食等を含む。）があるか。 	
9	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・病院給食調理業務の受託実績が十分にあるか。 	60
	委託料見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は合理的か。 ・積算根拠が明確か。 	
合計			500

(3) 「12」の(1)④の作成においては、下記要領に従い作成すること。

- ① 病床数500の総合病院を想定し、一般食（1,800kcal程度/日）の献立（朝食、昼食、夕食）を7日分作成する。
- ② 献立は、「12」の(1)②の委託料見積書に記載した1食あたりの食材料費（税抜き）に基づき作成し、各食の1食あたりの食材料費（税抜き）を明記する。
- ③ 作成した献立のうち、任意の3日を抽出し、3日分（朝食、昼食、夕食）の献立を実際に調理、配膳したものの写真を添付する。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 委託料見積書（様式第6号）
 - ③ 見積金額についての積算根拠（任意様式）
 - ④ 献立表及び調理後の写真（任意様式）
- (2) 提出部数
- 正本1部、副本12部
- 副本には、会社名（略称を含む。）、住所、社章等のわかる記載をしないこと。
- (3) 提出方法及び提出場所
- 「8」の(3)と(5)に同じ。
- (4) 提出期間
- 「10」の通知の日から令和3年7月13日（火）まで（土日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- （郵送の場合の提出期限は、令和3年7月13日（火）午後5時15分までの必着とする。）
- (5) 留意事項
- ① 「12」の(1)の書類は、原則A4判縦長、横書き、左側綴じ（両面印刷、片面印刷どちらでも可）とし、A3判のものはA4判サイズ折りとすること。また、先頭のページに目次を設け、各ページにページ数を記載すること。
 - ② 「12」の(1)の書類に記載する基本文字サイズは、10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。（文字を補完するためのイラスト、イメージ図、写真等の掲載は可）
 - ③ A4判ファイルにページ順に綴じ、正本には、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。なお、鉄線を用いた「リング綴り」にはしないこと。
 - ④ 提出された「12」の(1)の書類に関する内容変更、差替え及び再提出については、提出期間終了後は認めない。
 - ⑤ 提出された「12」の(1)の書類は返却しない。

1.3 委託業者の選定方法

- (1) 「12」の(1)の書類及び提案者のプレゼンテーションを踏まえ、審査を実施する。
- (2) 審査は、「11」の(2)の評価項目に基づき、鹿児島市立病院内に設置された選定委員会が行う。
- (3) 審査の得点が最高となった者を第一優先交渉権者として選定する。

1.4 プレゼンテーションの実施要領

- (1) 開催時間、場所及び持ち時間等については、提案者に別途通知する。
- (2) プレゼンテーションの順番については、「12」の(1)の書類の提出が遅い順とする。

- (3) プレゼンテーションに当たっては、提出された提案書等についての説明を中心とし、追加資料等の提出は認めない。
- (4) 会社名のわかる説明はしないこと。
- (5) プロジェクターを使用し、プレゼンテーションを実施する場合、パソコン及びプロジェクター等の必要機材は提案者が用意すること。なお、電源及びスクリーンは鹿児島市立病院が準備する。

1 5 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、選定結果に関する問合せ及び異議は一切受け付けない。

1 6 契約に向けた協議

第一優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議を行う。協議が整わず、契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議することがある。契約が整った者を受託予定者とする。

1 7 質疑応答

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）に記載し、電子メールで送信し、電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

- ① 質問提出期限（参加資格関連） 令和3年6月7日（月）午後5時15分まで
- ② 質問提出期限（企画提案書関連） 令和3年6月30日（水）午後5時15分まで

(3) 質問先

「8」の(5)に同じ。

(4) 質問回答

- ① 質問回答（参加資格関連） 令和3年6月11日（金）午後5時15分まで
- ② 質問回答（企画提案書関連） 令和3年7月5日（月）午後5時15分まで

※ 質問内容とその回答を随時ホームページに掲載する。ただし、企画提案競技に公平性を保てない内容の場合には、回答しないことがある。

1 8 全体スケジュール

内容	日程
(1) 告示	令和3年6月 1日（火）
(2) 本実施要領等の配付開始	令和3年6月 1日（火）
(3) 質問提出期限（参加資格関連）	令和3年6月 7日（月）

(4) 質問回答（参加資格関連）	令和3年6月11日（金）
(5) 企画提案競技参加申込書等の提出期限	令和3年6月15日（火）
(6) 参加決定通知	令和3年6月21日（月）
(7) 質問提出期限（企画提案書関連）	令和3年6月30日（水）
(8) 質問回答（企画提案書関連）	令和3年7月 5日（月）
(9) 企画提案書等の提出期限	令和3年7月13日（火）
(10) プレゼンテーション開催時間等通知	令和3年7月27日（火）
(11) 企画提案競技（プレゼンテーション実施）	令和3年8月 5日（木）
(12) 選定結果通知	令和3年8月19日（木）

注 日程は、状況に応じて変更することがある。

19 失格条項等

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案競技参加申込書を提出した以降契約締結までに、参加要件に定める要件の1つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
- (2) 「8」の(1)及び「12」の(1)の書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (3) 提案書等が不足する場合
- (4) 提案書等に虚偽の記載をした場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

20 その他留意事項

- (1) 提案書等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 同一の提案者が2つ以上の提案をすることはできない。なお、提出された提案書等は一切返却しない。
- (4) 提案書等は審査及び説明を目的として、この写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、会社名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (6) 鹿児島市立病院が提示する資料を、応募に係る検討及び企画提案書等の作成以外の目的で使用することは禁止する。